

答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した生活保護法（以下「法」という。）24条9項の準用する同条3項の規定に基づく各保護申請却下処分に係る各審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

第1 審査会の結論

本件各審査請求は、いずれも棄却すべきである。

第2 審査請求の趣旨

本件各審査請求の趣旨は、〇〇福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が請求人に対し、平成30年11月2日付けで行った保護申請却下処分（以下「本件処分1」という。）及び同月22日付けで行った保護申請却下処分（以下「本件処分2」といい、本件処分1と併せて「本件各処分」という。）について、それぞれの取消しを求めるというものである。

第3 請求人の主張の要旨

請求人は、おおむね以下の理由から、本件処分が違法・不当である旨を主張しているものと解される。

（平成30年）11月16日、ケースワーカーに電話連絡。アパート申請書の件で口頭で却下を言われるが、郵便物を拝見した所、届いていない。正当な理由が見当たらない。

平成31年3月4日現在、自宅の方は書面で通知されておらず、老朽又は破損により居住にたえない状態にあり、入居した日より

洗たく場の蛇口、お風呂の排水口、玄関のドアを修理し、費用は自分で支払いました。その事を仲介会社に通知するも、いまだ入金確認できず、家主が相当の理由をもって立退きを要求、家賃支払いが遅くなってしまった事もあり、無断で私の住居に侵入し、手紙置くなどの行為をくりかえし、気味が悪いので警察に相談し、パトロール要請しました。家賃の支払いが遅くなった理由は、隣人からのいやがらせ等の行為に仲介会社がきちんとした対応をせず、「あなたの方が出て行ってください」と言われ、契約時の約束は守られていない。明らかに劣悪で居住にたえない環境で管理費込で53,000円を支払う価値のない部屋であることは明らかである。

請求人は申請時に希望していたアパートへの入居意思がなくなったと断られた件は、引き続きアパート申請を再度し、引っ越しする気は十分にあり、引っ越しができる日までねばり強く最後まであきらめずにやり続けていく。

第4 審理員意見書の結論

本件各審査請求はいずれも理由がないから、行政不服審査法45条2項により、棄却すべきである。

第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のように審議した。

年 月 日	審 議 経 過
令和元年 8月 8日	諮問
令和元年 9月 17日	請求人から主張書面を收受
令和元年 10月 1日	審議（第38回第2部会）
令和元年 10月 25日	審議（第39回第2部会）

第6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

1 法令等の定め

- (1) 法4条1項は、保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われるとし、法11条1項は、保護の種類として、1号で「生活扶助」、3号で「住宅扶助」を挙げている。

そして、法14条は、住宅扶助は、困窮のため最低限度の生活を維持することのできない者に対して、住居又は・・・(中略)・・・の範囲内において行われるとしており、法33条1項は、住宅扶助は金銭給付によって行うことを原則とするものとしている。

また、法30条1項は、生活扶助は、被保護者の居宅において行うものとしつつ、ただし書において、これによることができないとき、これによつては保護の目的を達し難いとき、又は被保護者が希望したときについては、被保護者を救護施設、更生施設又はその他の適当な施設に入所させること等ができるものとしている。

さらに、法24条3項は、保護の実施機関は、保護の開始の申請があったときは、保護の要否、種類、程度及び方法を決定し、申請者に対して書面をもって、これを通知しなければならないものとし、同条9項は、同条1項から7項までの規定を7条に規定する者からの保護の変更の申請について準用するものとしている。

- (2) 「生活保護法による保護の実施要領について」(昭和38年4月1日付社発第246号厚生省社会局長通知。以下「局長通知」という。)第7・4・(1)・カは、「被保護者が転居に際し、

敷金等を必要とする場合で、オに定める特別基準額以内の家賃又は間代を必要とする住居に転居するときは、オに定める特別基準額に3を乗じて得た額の範囲内において特別基準の設定があったものとして必要な額を認定して差しつかえない。」としている。

そして、上記「転居に際し、敷金等を必要とする場合」の判断方法について、「生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて」（昭和38年4月1日付社保第34号厚生省社会局保護課長通知。以下「課長通知」という。）第7・問30・答は、「次のいずれかに該当する場合で、敷金等を必要とするときに限られるものである。」とした上で、「13 家主が相当の理由をもって立退きを要求し、又は借家契約の更新の拒絶若しくは解約の申入れを行ったことにより、やむを得ず転居する場合」など17項目を挙げている。

2 本件各処分についての検討

(1) 本件処分1について

処分庁は、平成30年10月23日に、請求人が担当者に対し、本件申請1に係る賃貸アパートは断り、他の物件の申込みをした旨を述べたことから、同年11月2日付けで、「敷金等の申請を受けたが、転居を希望していた物件への転居の意思がなくなった」ことを理由に、本件申請1を却下したことが認められる（本件処分1）。

請求人が本件申請1の対象となる賃貸アパートに転居する意思をなくした以上、当該転居費用を支給する必要性はなくなったと認められるから、本件申請1を却下した本件処分1に違法又は不当な点は認められない。

(2) 本件処分2について

請求人は、平成30年10月29日に本件申請2を行ったも

のであるが、課長通知によれば、局長通知（前記 1・(2)）の「転居に際し、敷金等を必要とする場合」の判断方法について、「13 家主が相当の理由をもって立退きを要求し、又は借家契約の更新の拒絶若しくは解約の申入れを行ったことにより、やむを得ず転居する場合」を挙げており（第 7・問 30・答）、本件では、請求人が現在のアパートの貸主から部屋の明渡しを求められていることが認められることから、形式的にはこの課長通知の第 7・問 30・答の 13 項に該当するものと考えられる。

しかしながら、局長通知第 7・4・(1)・カが、「認定して差しつかえない」と規定するものである以上、実施機関には、一定の裁量があると解され、課長通知の限定列挙に該当する場合であっても、必ず敷金等を支給しなければならないというのではなく、合理的な理由があれば敷金等を支給しないこともできると考えられる。

そして、本件申請 2 については、

ア 請求人は、平成 25 年から〇〇区内の現在のアパートに転居するまで、約 3 月ないし 1 年内の転居を繰り返しており、その理由が隣人とのトラブルであること。

イ 現在のアパートの貸主とのトラブルも、「アパートの共用部分に水や塩を撒く行為を続け、貸主からの注意・契約内容に従わない」などの請求人の問題行動が原因であること。

ウ したがって、今回転居を認めても、家主や近隣とのトラブルにより再び転居となることが想定されること。

エ また、請求人は、精神科には平成 29 年以降通院していないが、宿所提供施設〇〇に入所していたときは、精神科を受診していたことから、通院服薬の支援が期待できる保護施設への入所が適当と考えられること。

以上から、処分庁は、請求人は居宅生活を送ることが困難で

あると判断し、敷金等の支給を認めない本件処分2を行ったものと認められる。

そうすると、処分庁が本件申請2を却下したことには合理的な理由があるということができ、本件処分2が違法又は不当なものとは認められない。

3 請求人は、上記（第3）のとおり主張する。

しかし、本件各処分に違法又は不当な点を認めることはできないことは上記2で述べたとおりであるから、請求人の主張は、理由がないというほかない。

4 請求人の主張以外の違法性又は不当性についての検討

その他、本件各処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

（答申を行った委員の氏名）

近藤ルミ子、山口卓男、山本未来